令和８年 10 月現在

◆ まちなか広場植栽の注意点 ◆

☆多目的空間内に設置してある植栽は、床下から伸びたホースと接続されており、定期的に自動で水やりをしています。そのため原則、植栽を移動させることはできません。やむを得ず移動しなければならない場合に限り移動を可としますが、その際は下記の条件を必ず守ってください。

□大きな植栽（３m×３m）の移動について

移動不可

□小さな植栽（1.5m×1.5m）の移動について

① 現場責任者をおくこととし、広場利用の７日前までに現場責任者届を提出してください。
② 植栽移動のための手順等をまちなか活性課より説明しますので、事故や器具の破損に注意して移動させてください。
③ 植栽を元の場所へ戻した後は、水道業者に通水の確認をしてもらってください（費用をご負担ください）。
④ 移動前後の写真を必ず撮影し、広場利用後に提出してください。

□損害賠償等について

・万が一、植栽を移動させたことによりホース等の備品や植栽を破損した場合は、「豊橋市まちなか広場条例」に基づき賠償していただきますのでご了承ください。
・植栽移動後の水やりで不具合が生じた場合は、是正措置及び費用負担を求めます。ご承知おきください。



小さな植栽（1.5m×1.5m）





植栽とホースの接続部

豊橋市役所まちなか活性課　TEL：0532-55-8101